

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 7 年度 第 1 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 7 年 7 月 8 日（火）14 時 04 分～14 時 30 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 4 人（定数 5 人） 労働者代表委員 4 人（定数 5 人） 使用者代表委員 5 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 大西省三 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 川口剛史 楠亀博美 福地康博 水野 透 事務局 多和田労働局長 青木労働基準部長 足立賃金室長 田原労働基準監督官 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について ・ 滋賀地方最低賃金審議会等の公開について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問） ・ 滋賀県最低賃金専門部会の設置について ・ 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について ・ 実地視察について ・ その他
議事録	別紙のとおり

○足立室長

それでは、ただ今から第57期 令和7年度第1回 滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会は、第57期の委員改選後初めての審議会ですので、会長及び会長代理を選出していただくまでの間、事務局が司会、進行を務めさせていただきます。

初めに、本審議会は、同運営規程第6条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が4名おられ、本日、傍聴されていることをご報告いたします。

傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

まず、本日の委員の出席状況を報告いたします。

本審議会はお手元の資料No.1の委員で構成しており、2年任期としております第57期委員の1年目でございます。本日の委員の出席状況は、定数15名のところ

公益代表委員 4 名

労働者代表委員 4 名

使用者代表委員 5 名

合計13名の出席を頂いております。

公益代表委員の佐野委員、労働者代表委員の松井委員におかれましては、都合により欠席されておられます。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、まず初めに滋賀労働局長、多和田よりご挨拶申し上げます。

○多和田局長

本年度の第1回滋賀地方最低賃金審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今年度の地域別最低賃金のご審議につきましては、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安諮問が7月11日に予定されており当局といたしましても、この後、貴審議会への改正諮問を予定しております。

今年度の審議に際し、6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とあり、最低賃金に関する取り組みは、政府の重要施策の一つとされているところです。

こうした政府の方針等を踏まえ、中央最低賃金審議会において示される目安報告を参考に、滋賀県の地域性・経済動向等の実情を踏まえた、滋賀県最低賃金改正のご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

労使の委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場があろうかと存じます。また、公益委員の皆様には労使相反する主張を調整していただくという困難な場面も想定されますが、公労使三者によります十分な御審議をいただきまして、是非とも合意形成が得られますよう、切にお願い申し上げます。

事務局といたしましても、資料の提供や情報の共有など、審議会の円滑な運営に全力で努める所存でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○足立室長

それでは、議題（１）「滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について」に入りたいと思います。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第２４条第２項及び第４項の規定により、公益を代表する委員のうちから選挙することになっており、本審議会に先立って公益代表委員会議を開催し、木下委員を会長候補に片山委員を会長代理候補とすることが承認されました。

会長には木下委員、会長代理には片山委員でよろしい方は、挙手を願います。

〔出席委員全員挙手〕

全委員のご賛同をいただきましたので、木下委員を会長、片山委員を会長代理といたします。

それでは、以後の進行は木下会長にお願いします。

○木下会長

会長を務めることになりました木下です。

至らぬ点もあるかと思いますが、審議を尽くせるよう進行してまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題（２）「滋賀地方最低賃金審議会等の公開について」公開等について、事務局から説明をお願いします。

○足立室長

それでは、滋賀地方最低賃金審議会の運営規程について説明させていただきます。

資料No.2「滋賀地方最低賃金審議会運営規程」第6条、4ページにおいて、会議の公開について規定しております。「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。専門部会規程等についても同様の規定となっております。

本日の審議会につきましては、昨年度の第6回滋賀地方最低賃金審議会におきまして公開とする審議結果をいただき、本日傍聴していただいております。

昨年度は、本審は公開、専門部会等は公労使三者が集まって議論を行う部分については公開としております。当審議会における今年度の取扱いにつきまして審議いただければと思います。

次に、同規定の第7条をご覧ください。

第7条においては、議事録の作成と公開について規定し、第6条と同様の規定となっております。

議事録の公開・非公開についても、審議会と併せて審議いただければと思います。

公開となった場合、審議会の議事録または議事要旨及び資料は滋賀労働局のホームページで公開することとなります。

審議会及び議事録の公開に係る運営規程についての説明は以上です。

○木下会長

審議会等の公開・非公開につきましては、事務局の説明どおりですが、どのように取り扱いますか。昨年度は労使双方とも、公労使三者協議の場合は公開、議事録・議事要旨も同様の扱いとのご意見でしたが、今年度はいかがでしょうか。まず、労働者側委員からご意見お願いします。

○相澤委員

本年度も昨年同様、中央の審議会の取扱いに準じまして、公労使三者協議の場合は公開とし、議事録、議事要旨につきましても同様の扱いとすることで異議はありません。

○木下会長

ありがとうございます。次に、使用者側委員のご意見はいかがですか。

○池田委員

使用者側としても三者協議の場合は公開するのがよいと考えています。議事録、議事要旨についても同様です。

○木下会長

ありがとうございます。

労働者側委員、使用者側委員から昨年同様、当審議会、専門部会の公開について、公労使の三者協議の場のみ公開とし、その「議事録」、「議事要旨」についても同様の扱いといたします。

次に、議題（３）「滋賀県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。

事務局から説明をお願いします。

○足立室長

それでは、局長から会長に諮問文を手交させていただきます。

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願います。

委員の皆様には資料No.3に諮問文写しを配布しております。

○多和田局長

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第12条の規定に基づく、滋賀県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

〔局長から**会長**に対して諮問文を手交〕

○足立室長

それでは、諮問文に関する資料について説明をさせていただきます。

○田原監督官

まず、11ページ資料No.4が諮問文にあります「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」となっており、6月13日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっており、最低賃金に関しては15ページ後段に記載されています。

「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされています。

次に19ページ資料No.5が「経済財政運営と改革の基本方針2025」いわゆる骨太方針となっております。6月13日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋となっており、最低賃金に関しては23ページ中段に記載されています。

内容は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版と同様となっております。

ります。

以上でございます。

○木下会長

ただ今の事務局の説明について何かございませんか。

〔意見・質問なし。〕

そうしましたら、次に、議題（４）の「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

専門部会の設置について、ご説明いたします。

最低賃金法第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。また、同条第 3 項にて「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織する」とされております。

最低賃金審議会令第 6 条 1 項に専門部会の委員は 9 人以内とするとされており、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規定第 3 条により委員の数は 9 人としてされていることから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ 3 名の 9 名で構成されることとなっております。

労働者代表委員および使用者代表委員につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により準用されます同条第 3 項により関係労使の推薦を得て、労働局長が任命することとなっており、本日、労使委員の推薦公示を行い、締切期日につきましては、7 月 22 日としております。

また、併せて、関係者の意見聴取について、ご説明します。

最低賃金法第 25 条第 5 項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項により遅滞なく、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨及び一定の期日までに意見書を提出すべき旨を公示するものとしてされており、本日、公示を行い、意見書提出期日を 7 月 28 日までとしております。

○木下会長

ただ今の事務局からの説明にご意見・ご質問はありませんか。

〔意見・質問なし。〕

それでは、引き続き「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とされており、当審議会では、例年、この規定を適用しておりません。つまり、専門部会において全会一致で決議が行われたとしても、審議会で議決を得ることとしております。

○木下会長

ただ今の事務局からの説明にご意見・ご質問はありませんか。

〔意見・質問なし。〕

本審議会は、例年どおり「最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない。」でよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、最低賃金審議会令第6条第5項は、滋賀県最低賃金専門部会の審議については適用しません。

では次に、議題（5）の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について」です。

事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

当局の審議会におきましては、毎年、「特定（産業別）最低賃金について、改正決定の必要性の有無」を審議いただく場として、滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会を設置しているところです。

今年度においても小委員会を設置し、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無を審議いただきたいと考えております。

○木下会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、必要性の有無の審議につきましては、今年度も小委員会を設置することとしてよろしいか。

〔異議なしの声〕

設置について異議がないようですので、本年度についても特別検討小委員会を設置します。

次に、特別検討小委員会委員の選出について、協議をしたいと思います。

先ず、公益側は、事前に公益代表委員会議を開催し、その場で松田委員、片山委員、それに私、木下を推薦させていただくこととなりました。

労働者側からは、いかがでしょうか。

○相澤委員

労働者側は、大西 委員、榎並委員、相澤を推薦させていただきます。

○木下会長

使用者側はどうですか。

○池田委員

使用者側は 川口委員、水野委員、池田を推薦させていただきます。

○木下会長

ありがとうございました。公益代表は私、木下と片山委員、松田委員が、労働者代表は相澤委員、大西委員、榎並委員、使用者代表は池田委員、水野委員、川口委員の推薦がありました。以上のメンバーでよろしいでしょうか。

〔はいの声〕

ありがとうございます。それでは今年度は、このメンバーで審議を進めていきます。

また、労働者側から昨年度の第6回滋賀県最低賃金審議会で、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」について、昨年度と同様に必要性審議の場で参考人を招致し、意見陳述をしたいと要望がありました。

事務手続きについて、事務局から説明してください。

○足立室長

滋賀県地方最低賃金審議会小委員会運営規程第6条第3項「小委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」との規定に基づき、参考

人を招致できることとなっております。

したがって、参考人の招致を推薦する委員は、同規定に基づき、委員長宛てに、推薦する委員の“氏名”、参考人の方の“職名”と“氏名”、参加を求める理由を記載した任意様式の「推薦書」と、参考人の方の「同意書」又は「承諾書」を、書面で提出していただくこととなります。

日程の都合により、これらの提出は、8月1日（金）までをお願いします。提出後は、委員長と事務局で必要性を検討し、説明又は意見を聴くことが適当と判断すれば、参考人の方と事務局で打ち合わせを行いますので、その旨を参考人の方にお伝えください。

○木下会長

ありがとうございます。参考人を推薦する委員は、期限までに「推薦書」等の提出をお願いします。

それでは続きまして、議題の（6）「実地視察について」です。事務局から説明してください。

○足立室長

それでは「実地視察について」説明いたします。

地域・産業等の実態を直接認識していただくことを主眼として平成29年以降、実施しております。

昨年は公労使委員6名及び事務局2名で、9月20日に湖南省の明石機械工業（株）で実施しました。

今年度も労働者委員から要望のあった特定（産業別）最低賃金を対象とした実地視察を、合同専門部会前後の9月中旬の時期に実施することで使用者委員の了解を得ているところで

す。

実施方法は、昨年同様、現地集合・現地解散で、最賃額近傍の労働者が行っている業務の見学、事前に提出いただく各委員から質問等に対する回答を中心に実施したいと考えております。

○木下会長

事務局より説明がありましたが、本年度も実地視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

ありがとうございます。委員の皆様方の合意が得られましたので、本年度も実施することといたします。

実地視察の詳細については、事務局一任ということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。

委員の皆様方の合意が得られましたので、実施したいと思います。

事務局には日程調整を含め必要な準備等お願いします。

○足立室長

承知しました。詳細が決定いたしましたら、ご連絡させていただきます。

○木下会長

それでは、議題（７）「その他」ということですが、まず、事務局から説明をお願いします。

○足立室長

今年度の地域別最低賃金に係る審議日程（案）についてご説明いたします。

お手元の資料№16「令和７年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)」をご覧ください。

例年ですと１０月１日に改正最低賃金が発効できるように日程を組んでおりましたが、今年の中賃の目安額の答申日が未だ決まっておきませんので、遅くとも７月中には、目安額の答申があると仮定して日程案を作成しました。７月中に目安が示され、８月１日に目安額の伝達を行う第２回本審を開催し、地賃の専門部会を８月４・５・６日に開催し、８月７日に答申をいただく第３回本審を開催する予定としております。

答申内容の公示を答申日の翌日から起算して１５日間行い、異議の申出の受付を行い、異議申出の締切日を、８月２２日（金）とし、８月２５日（月）９時３０分から異議申出に係る第４回の審議会を開催し、異議申立てに対する審議を行い、併せて、特別検討小委員会で審議した

特定（産業別）最低賃金改正の必要性の答申と特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る諮問を予定しております。ですので、異議申出がなくとも第４回の審議会は開催いたしますので、日程確保をお願いいたします。

なお、特別検討小委員会は８月１９日（火）９時３０分から滋賀労働総合庁舎６階の共用会議室で開催いたします。

皆様方には、ご多忙のところ、集中的な審議となり、大変恐縮ですが、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○木下会長

今年度の地域別最低賃金の審議日程の説明がありましたが、これについて、何かご質問・ご意見はございませんか。

〔意見・質問なし〕

それでは、ほかに何かございますか。

〔意見・質問なし〕

ないようでしたら、本日の会議はこれで終了といたします。

次回は、8月1日（金曜日）13時30分から この会議室で、第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催しますので、よろしくお願いします。

本日は、お疲れさまでした。